

『一時支援金』申請の事前確認を希望される事業者の皆様へ

事前確認は登録機関が、申請を希望する事業者が、「事業を実施しているか」、「一時支援金の給付対象を正しく理解しているか」、「必要書類が準備できているか」などについて確認をさせていただくもので、申請上、必要な手続きになっています。

一時支援金を申請される事業者で、当協会に事前確認を希望される方は、当協会所属の中小企業診断士をご紹介いたします。（事前確認の費用は、無料です。）

申請書類や添付書類の事前確認は、直接訪問による対面あるいは Web 会議を用いて実施いたします。

事前確認を希望される方は、下記問い合わせフォームに事業者名、連絡先等の必要事項をご記入いただき、メール添付あるいは FAX にてお送りください。

当協会所属の中小企業診断士よりご連絡いたします。

（送付先／問い合わせ先）

メール送付先 contact@kita-kei-kyo.org

電話 090-6019-4073 FAX 042-860-5243

特定非営利活動法人東京都北区中小企業経営診断協会

<診断士紹介依頼／問い合わせフォーム>

法人／個人	法人	個人
事業者名		
代表者または担当者名		
業種		
住所		
電話番号		
メールアドレス		
備考 ※確認したい事項		